

# 平成 2 9 年度山梨県行政不服審査会

## 次 第

【日 時】 平成 3 0 年 3 月 1 6 日（金）  
午後 3 時から

【場 所】 防災新館 2 階 2 0 1 会議室

1 開会

2 議事

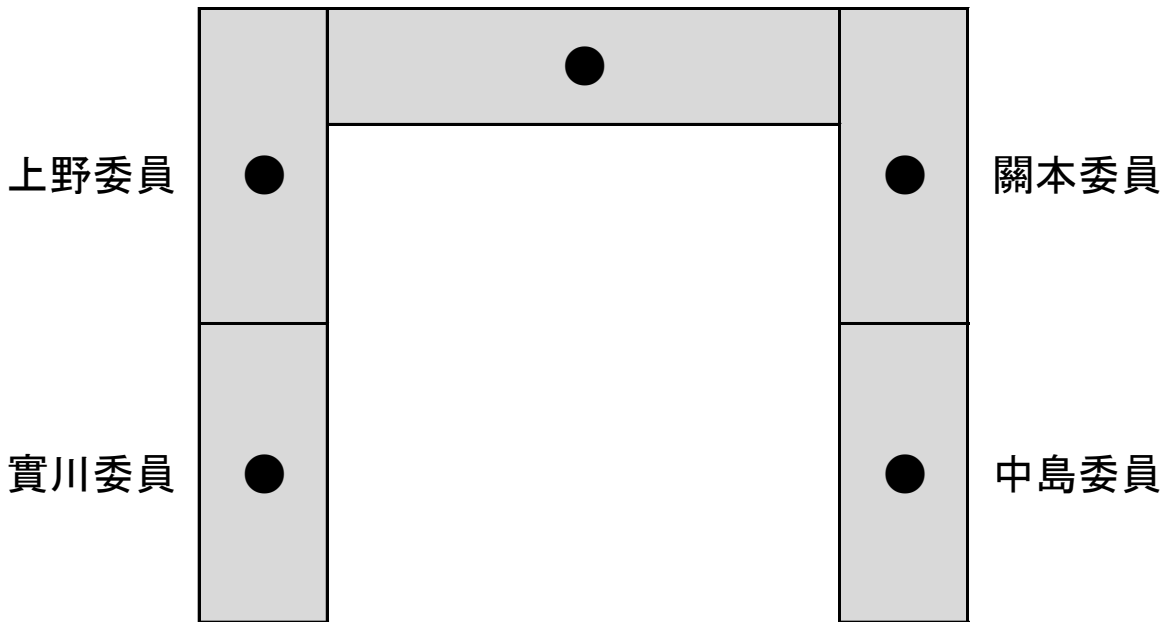
- ・ 本年度における諮問の審査状況について
- ・ 山梨県行政不服審査会運営要領の一部改正等について

3 その他

4 閉会

平成29年度山梨県行政不服審査会  
席次表

信田会長



総括 課長 説明者 司会



事務局職員

要領の改正及び制定について

改正前

	山梨県行政不服審査会運営要領	備考
第1条	趣旨	
第2条	諮問説明書	
第3条	会議	
第4条	除斥の手續等	
第5条	口頭意見陳述	
第6条	主張書面等の提出期限の通知	
第7条	主張書面の閲覧等	
第8条	会議の非公開	
第9条	議事録の作成	
第10条	答申の作成及び公表	
第11条	細則	
様式第1号	口頭意見陳述申立書	
様式第2号	主張書面又は資料の提出について(通知)	
様式第3号	主張書面等閲覧等請求書	削除(閲覧要領へ)
様式第4号	主張書面等の閲覧等についての意見について(照会)	削除
様式第5号	主張書面等の閲覧等決定通知書	削除(閲覧要領へ)

改正後

	山梨県行政不服審査会運営要領	備考
第1条	趣旨	
第2条	諮問説明書	
第3条	会議	
第4条	除斥の手續等	
第5条	口頭意見陳述	
第6条	主張書面等の提出期限の通知	
第7条	主張書面の閲覧等	
第8条	会議の非公開	
第9条	議事録の作成	
第10条	答申の作成及び公表	
第11条	細則	
様式第1号	口頭意見陳述申立書	
様式第2号	主張書面又は資料の提出について(通知)	
様式第2号の2	主張書面又は資料の提出について(通知)	追加

新規制定

	山梨県行政不服審査会閲覧等請求事務取扱要領	備考
様式第1号	主張書面等閲覧等請求書	
様式第2号	主張書面等の閲覧等決定通知書	
様式第3号	主張書類等交付実施申出書	新設

様式改正の考え方

山梨県行政不服審査会運営要領に規定する様式については、審査請求人から審査会に提出されるもののみという必要最小限(審査会や審査庁が発出する文書については要領で様式を定めることなく、運用の中で作成すれば足りるという考え)の様式を規定している。よって、新たに調査につき様式を加える改正はしない。

様式第2号の2の追加

2号様式は、諮問があった際に審査関係人に対して、主張書面や資料の提出について通知する内容になっているが、審査会のこれまでの運用では、審査請求人において、審査会に如何なる書面が提出されているのか知らない状況下で、同様式により主張書面等の提出の有無の確認を行っていた。よって、より公正かつ、効率的な調査審議の運用に資するため、同様式内において、審査会に提出されている書面を記載することが必要であると考え、審査請求人用に新たに様式を加えるもの(国の様式第3号の3を参考とした。)

山梨県行政不服審査会閲覧等請求事務取扱要領の制定について

行政不服審査法に基づく調査審議手続に係る事務については、同施行令・施行条例のほか、「審査請求事務取扱マニュアル(総務省行政管理局)」に沿って運用することを基本としているが、法78条の事務を具体的に進めるためには、法令・マニュアルのみでは不十分な点(手数料の納付・減免手続、送付による交付の場合の費用納付方法等)があり、これを補完する必要がある。よって、運営要領様式第3号及び様式第5号については、運営要領から削除し、新たに制定する閲覧等請求事務要領に規定することとした(4号様式は審査会から審査関係人に発出するものであるから、上述の考え方に照らし、削除とする)。

## 山梨県行政不服審査会運営要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、山梨県行政不服審査会施行条例（平成28年山梨県条例第16号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (諮問説明書)

第2条 審査会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第43条第1項の審査庁からの諮問に際して、同条第2項に規定する審理員意見書及び事件記録の写しのほか、次に掲げる事項を記載した諮問説明書の提出を求めることができる。

- 一 審査庁として裁決案の方向性及びその理由
- 二 その他審査会が必要と認める事項

## (会議)

第3条 審査会の会長（以下「会長」という。）は、審査会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

- 2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、会長は、その結果について次の会議に報告しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

## (除斥の手續等)

第4条 審査請求に関する事件を調査審議する委員又は条例第7条第2項の規定により任命する専門委員は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

- 一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- 二 審査請求人
- 三 審査請求人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- 四 審査請求人の代理人
- 五 前2号に掲げる者であった者
- 六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 七 法第13条第1項に規定する利害関係人

2 委員又は条例第7条第2項の規定により任命する専門委員は、自らについて、前項各号に掲げる者に該当する者である場合に準ずる事情がある場合、審査請求人又は法第13条第1項に規定する利害関係人との間取引関係又は委任契約がある場合その他の審査請求に係る事件の調査審議の公平性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料する場合には、審査会に対し、その旨を申し出なければならない。

- 3 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に係る委員又は専門委員について審査請求に係る事件の調査審議の公平性に疑義を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該委員又は専門委員を当該審査請求に係る事件の調査審議に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(口頭意見陳述)

第5条 法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による口頭意見陳述の申立ては、口頭意見陳述申立書(第1号様式)により行うものとする。

- 2 審査会は、前項の申立てがあったときは、その実施の要否を決定し、実施することとしたときは、あらかじめ口頭意見陳述を行う日時及び場所を指定し、申立人に通知するものとする。

- 3 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

- 一 審査請求人及びその補佐人
- 二 参加人及びその補佐人
- 三 審査庁の職員

(主張書面等の提出期限の通知)

第6条 審査会は、審査会における調査審議の効率的な遂行に資するため、法第81条第3項において準用する法第76条の規定により主張書面又は資料(次項並びに次条第2項及び第3項において「主張書面等」という。)を提出すべき相当の期間を定めることができる。

- 2 前項の規定により主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、会長は、法第74条に規定する審査関係人(次条第2項において「審査関係人」という。)(審査請求人を除く。)に対しては第2号様式又は第2号様式の2により、審査請求人に対しては第2号様式の2により通知するものとする。

~~(主張書面等の閲覧等)~~

~~第7条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧又は交付の求めは、主張書面等閲覧等請求書(第3号様式)によるものとする。~~

~~2 審査会は、審査関係人から前項の規定により主張書面等閲覧等請求書が提出された場合には、当該求めに係る主張書面等に係る閲覧又は交付についての意見を既に聴取している場合を除き、第4号様式により、当該主張書面等の提出人に、当該閲覧又は交付についての意見を聴くものとする。~~

~~3 審査会は、前項の場合において、主張書面等の閲覧等の諾否を決定したときは、主張書面等の閲覧等決定通知書(第5号様式)により、主張書面等の閲覧等の請求者に通知するものとする。この場合において、当該請求が当該主張書面等の交付を求めるものであるときは、条例第12条第2項において読み替えて準用する条例第2条に規定する手数料を請求者に併せて通知するものとする。~~

( 会議の非公開 )

第 ~~7-8~~ 条 会議の調査審議の手続は、公開しない。

( 議事録の作成 )

第 ~~8-9~~ 条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した要点筆記による議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員等の氏名
- 三 会議に付した事案の件名
- 四 事案の概要
- 五 その他必要な事項

2 議事録は、会長の確認により確定するものとする。

( 答申の作成及び公表 )

第 ~~9-10~~ 条 審査会が審査庁に対して行う答申は、文書をもって行う。

2 審査会が答申をしたときは、速やかに、その内容をインターネットを利用して公表する。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 13 日から施行する。

口頭意見陳述申立書

山梨県行政不服審査会 御中

住所  
氏名  
電話番号  
印

下記1の審査請求に係る諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、下記2及び3のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

1 審査請求

- (1) 審査請求年月日(諮問番号) 平成 年 月 日  
(2) 審査庁名  
(3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称

2 口頭意見陳述を希望する日時

平成 年 月 日 午前・午後 時 分  
平成 年 月 日 午前・午後 時 分

3 行政不服審査法第75条第2項の規定による補佐人の同伴の許可申請

- (1) 補佐人の同伴を必要とする理由

- (2) 補佐人の住所、氏名、年齢及び職業

住所  
氏名  
年齢  
職業

(記入の際の留意注意)

- ア 法人その他の団体にあつては、住所、氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。  
イ 2の日時には、希望する日時を複数記入してください。  
ウ 3は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

平成 年 月 日

様

山梨県行政不服審査会  
会長

主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた（貴庁）は、下記1の諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができます。主張書面等を提出するかどうかは任意ですが、提出する場合には、下記2の期限内に提出してください。

記

1 諮問事件

- (1) 諮問番号 平成 年諮問第 号  
(2) 事件名

2 主張書面又は資料の提出期限等

- (1) 提出期限  
平成 年 月 日（曜日）  
(2) 提出方法

主張書面又は資料は、持参するか、郵送又はファックスで当審査会に提出してください。

なお、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、それについてのあなた（貴庁）の意見を、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた（貴庁）の意見と異なる場合があることをご承知おきください。

山梨県行政不服審査会事務局  
〒400-8501  
山梨県甲府市丸の内1-6-1  
山梨県総務部行政経営管理課法制・訟務担当  
電話 055-223-1414（直通）  
ファックス 055-223-1415





年 月 日

様

山梨県行政不服審査会  
会長

主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた（審査請求人）が 年 月 日に（審査庁）に対して提起した審査請求に関し、審査庁から当審査会に対し諮問がされ、下記のとおり諮問番号、事件名等が決定しました。

ついては、あなたは、下記1の諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができます。主張書面等を提出するかどうかは任意ですが、提出する場合には下記3（1）の期限内に提出してください。

記

1 諮問事件

（1）諮問番号 年諮問第 号

（2）事件名

2 審査庁から提出された事件記録の写し等の標題について

本件諮問事件に関し、審査庁から当審査会に提出された事件記録の写し及び諮問説明書の標題は、別紙1（「事件記録の写し等の標題」）に記載のとおりです。

3 主張書面又は資料の提出について

（1）提出期限

年 月 日（曜日）

（2）提出方法

主張書面又は資料は、持参するか、郵送又はファックスで当審査会に提出してください。

なお、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、それについてのあなたの意見を、別紙2「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなたの意見と異なる場合があることをご承知おきください。

山梨県行政不服審査会事務局

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県総務部行政経営管理課法制・訟務担当

電話 055-223-1414 (直通)

ファックス 055-223-1415

(別紙 1)

事件記録の写し等の標題

【事件記録の写し】

(審査請求書及び添付資料)

審査請求書( 年 月 日付け)

資料 . . . . .

(弁明書及び添付資料)

弁明書( 作成、 年 月 日付け)

資料 . . . . .

(反論書及び添付資料)

反論書( 年 月 日付け)

資料 . . . . .

(審理関係人への質問書及び回答書並びに添付資料)

質問書( 年 月 日付け)

回答書( 作成、 年 月 日付け)

資料 . . . . .

(口頭意見陳述の記録)

口頭意見陳述記録書( 年 月 日付け)

(その他)

資料 . . . . .

【諮問説明書等】

諮問説明書

事件概要説明書

論点整理表

資料 . . . . .

(別紙 2)

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

年 月 日

山梨県行政不服審査会 御中

氏 名 印

この度貴審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 8 条第 1 項の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

差支えない。

適当ではない。

( 適当ではない理由 )

## 主張書面等閲覧等請求書

山梨県行政不服審査会 御中

住所  
氏名 印  
電話番号

下記1の審査請求に係る諮問事件に関して貴審査会に提出された下記2の主張書面等について、行政不服審査法第8-1条第3項において準用する同法第7-8条第1項の規定に基づき、下記3のとおり閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）を求めます。

### 記

#### 1 審査請求

- (1) 審査請求年月日（諮問番号） 平成 年 月 日
- (2) 審査庁名
- (3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称

#### 2 求める主張書面等の名称等

【例】

- 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- 参加人が提出した主張書面及び資料

#### 3 閲覧、交付の別

- 閲覧
  - 希望する閲覧時期（期間を記載）
- 写し等の交付
  - 希望する方法

(注) 「3 閲覧、交付の別」の欄については、該当するものにチェックの上、記載

~~する閲覧期間及び希望する交付方法を記入すること。~~

第4号様式

平成 年 月 日

様

山梨県行政不服審査会  
会長

~~主張書面等の閲覧等についての意見について(照会)~~

~~あなた(貴庁)が平成 年 月 日に当審査会に提出した下記主張書面等について、審査請求人(審査庁、参加人)から、行政不服審査法第8-1条第3項において準用する同法第7-8条第1項の規定に基づく閲覧(写し等の交付、閲覧及び写し等の交付)の求めがありましたので、当該審査請求人(審査庁、参加人)に対する当該主張書面等の閲覧(写し等の交付、閲覧及び写し等の交付)について、同条第2項本文の規定に基づき、あなた(貴庁)の意見を求めます。~~

~~つきましては、あなた(貴庁)の意見を、別紙「提出した主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、平成 年 月 日までに、持参するか、郵送又はファックスで当審査会事務局に提出してください。~~

~~ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなたの意見と異なる場合あることをご承知おきください。また、上記期限までにあなたの意見が提出されない場合には、特段の意見がないものとして、閲覧させる(写し等を交付する)か否かを当審査会で判断することがありますのでご注意ください。~~

記

提出された主張書面等の名称

山梨県行政不服審査会事務局  
〒400-8501  
山梨県甲府市丸の内1-6-1  
山梨県総務部行政経営管理課法制・訟務担当  
電話 055-223-1414(直通)  
ファックス 055-223-1415





第5号様式

平成 年 月 日

様

山梨県行政不服審査会  
会長

### 主張書面等の閲覧等決定通知書

平成 年 月 日にあなたから提出された、主張書面等の閲覧等の求めについては、次のとおり決定したので通知します。

1 閲覧について

2 写し等の交付について

3 閲覧及び写し等の交付を実施する日時及び場所について

4 写し等の交付に係る手数料及び納付方法について

(1) 写し等の交付手数料 円

(2) 納付方法 山梨県県民情報センターにて現金で納付する。

5 主張書面等の写しの交付等に係る手数料の減免について

(上記手数料を免除する。)

## 山梨県行政不服審査会運営要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、山梨県行政不服審査会施行条例（平成28年山梨県条例第16号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (諮問説明書)

第2条 審査会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第43条第1項の審査庁からの諮問に際して、同条第2項に規定する審理員意見書及び事件記録の写しのほか、次に掲げる事項を記載した諮問説明書の提出を求めることができる。

- 一 審査庁として裁決案の方向性及びその理由
- 二 その他審査会が必要と認める事項

## (会議)

第3条 審査会の会長（以下「会長」という。）は、審査会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

- 2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、会長は、その結果について次の会議に報告しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

## (除斥の手續等)

第4条 審査請求に関する事件を調査審議する委員又は条例第7条第2項の規定により任命する専門委員は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

- 一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
  - 二 審査請求人
  - 三 審査請求人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
  - 四 審査請求人の代理人
  - 五 前2号に掲げる者であった者
  - 六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
  - 七 法第13条第1項に規定する利害関係人
- 2 委員又は条例第7条第2項の規定により任命する専門委員は、自らについて、前項各号に掲げる者に該当する者である場合に準ずる事情がある場合、審査請求人又は法第13条第1項に規定する利害関係人との間取引関係又は委任契約がある場合その他の審査請求に係る事件の調査審議の公平性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料する場合には、審査会に対し、その旨を申し出なければならない。

- 3 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に係る委員又は専門委員について審査請求に係る事件の調査審議の公平性に疑義を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該委員又は専門委員を当該審査請求に係る事件の調査審議に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(口頭意見陳述)

第5条 法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による口頭意見陳述の申立ては、口頭意見陳述申立書(第1号様式)により行うものとする。

- 2 審査会は、前項の申立てがあったときは、その実施の可否を決定し、実施することとしたときは、あらかじめ口頭意見陳述を行う日時及び場所を指定し、申立人に通知するものとする。
- 3 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。
  - 一 審査請求人及びその補佐人
  - 二 参加人及びその補佐人
  - 三 審査庁の職員

(主張書面等の提出期限の通知)

第6条 審査会は、審査会における調査審議の効率的な遂行に資するため、法第81条第3項において準用する法第76条の規定により主張書面又は資料(次項において「主張書面等」という。)を提出すべき相当の期間を定めることができる。

- 2 前項の規定により主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、会長は、法第74条に規定する審査関係人(審査請求人を除く。)に対しては第2号様式又は第2号様式の2により、審査請求人に対しては第2号様式の2により通知するものとする。

(会議の非公開)

第7条 会議の調査審議の手続は、公開しない。

(議事録の作成)

第8条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した要点筆記による議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
  - 二 出席した委員等の氏名
  - 三 会議に付した事案の件名
  - 四 事案の概要
  - 五 その他必要な事項
- 2 議事録は、会長の確認により確定するものとする。

(答申の作成及び公表)

第9条 審査会が審査庁に対して行う答申は、文書をもって行う。

- 2 審査会が答申をしたときは、速やかに、その内容をインターネットを利用して公表する。

附 則

この要領は、平成29年1月13日から施行する。

口頭意見陳述申立書

山梨県行政不服審査会 御中

住 所  
氏 名 印  
電話番号

下記1の審査請求に係る諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、下記2及び3のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

1 審査請求

- (1) 審査請求年月日（諮問番号） 年 月 日  
(2) 審査庁名  
(3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称

2 口頭意見陳述を希望する日時

- ① 年 月 日 午前・午後 時 分  
② 年 月 日 午前・午後 時 分

3 行政不服審査法第75条第2項の規定による補佐人の同伴の許可申請

- (1) 補佐人の同伴を必要とする理由  
  
(2) 補佐人の住所、氏名、年齢及び職業  
住所  
氏名  
年齢  
職業

(記入の際の留意注意)

- ア 法人その他の団体にあつては、住所、氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。  
イ 2の日時には、希望する日時を複数記入してください。  
ウ 3は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

様

山梨県行政不服審査会  
会長

主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた（貴庁）は、下記1の諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができます。主張書面等を提出するかどうかは任意ですが、提出する場合には、下記2の期限内に提出してください。

記

1 諮問事件

- (1) 諮問番号          年諮問第          号  
(2) 事 件 名

2 主張書面又は資料の提出期限等

- (1) 提出期限  
        年          月          日（曜日）

(2) 提出方法

主張書面又は資料は、持参するか、郵送又はファックスで当審査会に提出してください。

なお、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、それについてのあなた（貴庁）の意見を、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた（貴庁）の意見と異なる場合があることをご承知おきください。

山梨県行政不服審査会事務局  
〒400-8501  
山梨県甲府市丸の内1-6-1  
山梨県総務部行政経営管理課法制・訟務担当  
電話 055-223-1414（直通）  
ファックス 055-223-1415

(別紙)

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

年 月 日

山梨県行政不服審査会 御中

氏 名 印

この度貴審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

- 差支えがない。
- 適當ではない。

(適當ではない理由)

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

年 月 日

様

山梨県行政不服審査会  
会長

主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた（審査請求人）が 年 月 日に （審査庁）に対して提起した審査請求に関し、審査庁から当審査会に対し諮問がされ、下記のとおり諮問番号、事件名等が決定しました。

ついては、あなたは、下記1の諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができます。主張書面等を提出するかどうかは任意ですが、提出する場合には下記3（1）の期限内に提出してください。

記

1 諮問事件

- (1) 諮問番号 年諮問第 号  
(2) 事件名

2 審査庁から提出された事件記録の写し等の標題について

本件諮問事件に関し、審査庁から当審査会に提出された事件記録の写し及び諮問説明書の標題は、別紙1（「事件記録の写し等の標題」）に記載のとおりです。

3 主張書面又は資料の提出について

- (1) 提出期限  
年 月 日（曜日）

(2) 提出方法

主張書面又は資料は、持参するか、郵送又はファックスで当審査会に提出してください。

なお、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、それについてのあなたの意見を、別紙2「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなたの意見と異なる場合があることをご承知おきください。

山梨県行政不服審査会事務局  
〒400-8501  
山梨県甲府市丸の内1-6-1  
山梨県総務部行政経営管理課法制・訟務担当  
電話 055-223-1414（直通）  
ファックス 055-223-1415



(別紙 1)

事件記録の写し等の標題

【事件記録の写し】

(審査請求書及び添付資料)

審査請求書 ( 年 月 日付け)

資料 . . . . .

(弁明書及び添付資料)

弁明書 ( 作成、 年 月 日付け)

資料 . . . . .

(反論書及び添付資料)

反論書 ( 年 月 日付け)

資料 . . . . .

(審理関係人への質問書及び回答書並びに添付資料)

質問書 ( 年 月 日付け)

回答書 ( 作成、 年 月 日付け)

資料 . . . . .

(口頭意見陳述の記録)

口頭意見陳述記録書 ( 年 月 日付け)

(その他)

資料 . . . . .

【諮問説明書等】

諮問説明書

事件概要説明書

論点整理表

資料 . . . . .



## 山梨県行政不服審査会閲覧等請求事務取扱要領

### 第 1 趣 旨

この要領は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）、行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）及び山梨県行政不服審査法施行条例（平成 28 年山梨県条例第 16 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による主張書面又は資料の閲覧又は交付の求めに関し、これらの手続並びに山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）及び条例第 10 条の規定により審査会の庶務を処理することとされている総務部の職員（以下「事務局職員」という。）が行う事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 閲 覧

#### 1 閲覧の請求

- (1) 審査会は、法第 74 条に規定する審査関係人（以下「審査関係人」という。）から法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による閲覧の求めを行いたい旨の意向が示されたときは、当該審査関係人に対し、主張書面等閲覧等請求書（第 1 号様式）（以下「閲覧等請求書」という。）の提出を求めるものとする。
- (2) 審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が来庁して閲覧等請求書の作成及び提出を行ったときは、事務局職員は、当該閲覧等請求書を 1 部コピーし、控えとして当該審査請求人等に交付するものとする。
- (3) 審査請求人等が郵送により閲覧等請求書を提出する意向を示したときは、事務局職員は、閲覧等請求書の様式書面を当該審査請求人等に送付するものとする。

#### 2 閲覧を拒むことができる正当な理由の有無の確認等

審査会は、審査請求人等から閲覧等請求書の提出があったときは、閲覧を拒むことができる正当な理由（第三者の個人識別情報が含まれている場合、行政機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合その他山梨県情報公開条例（平成 11 年山梨県条例第 54 号）に規定する不開示情報が含まれている場合をいう。）の有無を確認するとともに、当該閲覧等請求書に係る主張書面等に係る閲覧についての意見を既に聴取している場合を除き、当該主張書面等の提出人に、当該閲覧についての意見を聴くものとする。

#### 3 閲覧の決定

- (1) 審査会は、閲覧の可否を決定したときは、主張書面等閲覧等決定通知書（第 2 号様式）（以下「決定通知書」という。）により、当該閲覧等請求書を提出した者（以下「閲覧請求者」という。）に通知するものとする。
- (2) 事務局職員は、閲覧請求者に対し、指定された閲覧日時に決定通知書を持参すべきことを連絡するものとする。

#### 4 閲覧の準備

- (1) 事務局職員は、あらかじめ閲覧場所として会議室その他の閲覧用スペースを確保するものとする。
- (2) 閲覧可能な部分と閲覧を拒む部分を区分する必要がある場合において、ページ単位で分離できるときは、閲覧を拒む部分を取り外すものとし、同一ページにあるときは、閲覧を拒む部分を黒色のテープによる被覆その他の方法により判読できないよう処理するものとする。

#### 5 閲覧の実施

- (1) 事務局職員は、指定の日時に来庁した閲覧請求者に対し、決定通知書の提示を求め、その内容を確認するものとする。
- (2) 審査会は、閲覧が実施されている間、総務部の職員に立ち合わせるものとする。

### 第3 交付

#### 1 交付の請求

- (1) 審査会は、審査関係人から法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による提出書類等の写し等の交付の求めがあったときは、当該審査関係人に対し、閲覧等請求書の提出を求めるものとする。
- (2) 審査請求人等が来庁して閲覧等請求書の作成及び提出を行ったときは、事務局職員は、当該閲覧等請求書を1部コピーし、控えとして当該審査請求人等に交付するものとする。
- (3) 審査請求人等が郵送により閲覧等請求書を提出する意向を示したときは、事務局職員は、閲覧等請求書の様式書面を当該審査請求人等に送付するものとする。

#### 2 交付を拒むことができる正当な理由の有無の確認等

審査会は、審査請求人等から閲覧等請求書の提出があったときは、交付を拒むことができる正当な理由（第三者の個人識別情報が含まれている場合、行政機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合その他山梨県情報公開条例に規定する不開示情報が含まれている場合をいう。）の有無を確認するとともに、当該閲覧等請求書に係る主張書面等に係る交付についての意見を既に聴取している場合を除き、当該主張書面等の提出人に、当該交付についての意見を聴くものとする。

#### 3 交付の決定

- (1) 審査会は、提出書類等の写し等の交付の可否を決定したときは、決定通知書により、当該閲覧等請求書を提出した者（以下「交付請求者」という。）に通知するものとする。
- (2) 事務局職員は、前項の決定通知書に併せ、主張書面等交付実施申出書（第3号様式）（以下「実施申出書」という。）の様式書面を交付請求者に送付するものとする。
- (3) 事務局職員は、交付請求者に対し、指定された交付日時に決定通知書、実施申出書及び印鑑を持参すべきことを連絡するものとする。

#### 4 交付手数料の減免

- (1) 審査会は、交付請求者が条例第12条第2項において読み替えて準用する条例第2条第1項の手数料（以下「交付手数料」という。）の減免を求めたときは、当該交付請求者に対し、第3・1（1）の閲覧等請求書に減免を求める旨及びその理由を記載させ、及び当該請求者が経済的困難により納付の資力がないことを証する書面を提出させるものとする。
- (2) 審査会は、交付手数料の減免の可否を決定したときは、減免を認める旨及びその金額又は減免を認めない旨及びその理由を決定通知書に記載して通知するものとする。

#### 5 交付の準備

主張書面等について交付可能な部分と交付を拒む部分を区分する必要がある場合において、ページ単位で分離できるときは、交付を拒む部分を除外した上で写し等の作成を行うものとし、同一ページにあるときは、交付を拒む部分を黒色のテープによる被覆その他の方法により判読できないよう処理するものとする。

#### 6 交付の実施

##### (1) 来庁による交付

- ① 事務局職員は、指定の日時に来庁した交付請求者に対し、決定通知書の提示を求め、その内容を確認するものとする。
- ② 交付請求者が既に作成した実施申出書を持参したときは、事務局職員は、当該実施申出書に係る書類が決定通知書に記載された書類の範囲内であること及び現に交付しようとする書類の内容、数量等が実施申出書の各欄に的確に記載されていることを確認し、必要に応じ補正させ、及び補正した箇所への交付請求者による押印を行わせた上で、その提出を受けるものとする。
- ③ 交付請求者が作成前の実施申出書の様式書面を持参したときは、事務局職員は、現に交付しようとする書類の内容、数量等が実施申出書の各欄に的確に記載されるよう交付申請者に対して助言し、作成された実施申出書の提出を受けるものとする。
- ④ 事務局職員は、提出を受けた実施申出書を1部コピーして交付請求者に手交し、県民情報センター（以下「センター」という。）において当該実施申出書の写しを提示して交付手数料の所要額を納付すべきことを交付請求者に指示するものとする。
- ⑤ センターの職員は、交付請求者から交付手数料を現金で徴収し、現金領収書（財務規則第27号様式）を交付する。この場合において、交付手数料の歳入科目は次のとおりとする。  
（款）使用料及び手数料 （項）手数料 （目）総務手数料  
（節）総務管理費手数料 （細節）行政不服審査費手数料
- ⑥ 事務局職員は、交付請求者から現金領収書の提示を受けたときは、書類の写し等を手交するものとする。

##### (2) 郵送による交付

- ① 交付請求者から郵送による交付の意向が示されたときは、事務局職員は、交付請

求者に対し、あらかじめ実施申出書を作成して送付するよう求めるものとする。この場合において、事務局職員は、現に交付しようとする対象書類の具体的な内容、数量等について、電話、ファクシミリ等により交付請求者の意思確認その他の連絡調整を密に行い、後日の紛議を生じないように、実施申出書の的確な作成を促すものとする。

- ② 審査会は、交付請求者に対し、実施申出書の提出に併せ、現金書留による交付手数料の郵送及び写し等の送付に要する郵便切手の提出を求めるものとする。
- ③ 事務局職員は、交付請求者から交付手数料が郵送されたときは、センターに現金を持参し、センターの職員から現金領収書の交付を受けるものとする。
- ④ 事務局職員は、交付請求者から提出された郵便切手を貼付し、書類の写し等及び現金領収書を交付請求者に郵送するものとする。

#### 第4 収 納

- (1) センターの職員は、交付手数料の徴収及び金融機関への払込みを行ったときは、当月分の金額を翌月の月初に、審査会へ報告するものとする。
- (2) 事務局職員は、センターの職員から交付手数料に係る報告があったときは、前月分を一括して当月に1回、事後調定を行うものとする

#### 附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

(第1号様式)

## 主張書面等閲覧等請求書

年 月 日

山梨県行政不服審査会 御中

審査請求人(参加人) ㊟

行政不服審査法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定により、  
に関する処分についての審査請求の審理手続において審査会に提出された次の  
書類等の( 閲覧 ・ 写し等の交付 )を求めます。

- 1 閲覧を求める主張書面等
- 2 写し等の交付を求める主張書面等
- 3 交付の方法等
- 4 主張書面等の写し等の交付に係る手数料の減免について<sup>(注)</sup>

(1) 理由

(2) 添付書類(手数料を納める資力がない事実を証明する書面)

注 主張書面等の写し等の交付に係る手数料の減免を申請する場合に記載し、次のいずれかの書類を添付すること。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証する書面

(2) その他、経済的困難により手数料を納付する資力がない事実を証明する書面

(第2号様式)

年 月 日

(請求者) 殿

山梨県行政不服審査会  
会長

## 主張書面等閲覧等決定通知書

年 月 日にあなたから提出された に関する処分に対する審査請求に係る主張書面の閲覧等の求めについては、次のとおり決定したので、通知します。

- 1 閲覧について
  
- 2 写し等の交付について
  
- 3 閲覧及び写し等の交付を実施する日時及び場所について
  
- 4 写し等の交付に係る手数料の金額及び納付方法について
  - (1) 写し等の交付手数料 枚・ 円
  - (2) 納付方法
  
- 5 主張書面等の写し等の交付に係る手数料の減免について
  
- 6 その他必要な事項



(第3号様式)

## 主張書面等交付実施申出書

年 月 日

山梨県行政不服審査会 御中

審査請求人 (参加人)

㊞

年 月 日付け「主張書面等閲覧等決定通知書」により認められた、次の主張書面等の写し等の交付について、交付の実施の申出をします。

1 写し等の交付を求める主張書面等及びその枚数

写し等の交付を求める 主張書面等	用紙の 大きさ	白黒の枚数		カラーの枚数		条例 単価
		片面	枚	片面	枚	
		両面	枚	両面	枚	
		片面	枚	片面	枚	
		両面	枚	両面	枚	
		片面	枚	片面	枚	
		両面	枚	両面	枚	

2 納めなければならない交付手数料の額  
合計 円

3 送付による交付の場合の郵送料の額  
円

4 希望する交付日 (時)  
年 月 日 (時)